

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 宮城労働局

- 1 開催日 令和6年3月5日(火)
- 2 委員の氏名及び役職等 委員長 門脇 功 (門脇功税理士事務所 税理士)
委員 高木 龍一郎 (東北学院 常任理事)
委員 千葉 達朗 (千葉達朗法律事務所 弁護士)
- 3 審査対象期間 令和5年5月1日～令和5年11月30日
- 4 審査契約件数
- (1) 公共工事
- ① 競争入札によるもの
- ・ 審査対象件数 0件
 - ・ 審議件数 0件
 - うち、低入札価格調査の対象となったもの 0件
- ② 随意契約によるもの
- ・ 審査対象件数 2件
 - ・ 審議件数 2件
- (2) 物品・役務等
- ① 競争入札によるもの
- ・ 審査対象件数 10件
 - ・ 審議件数 3件
 - うち、契約金額が500万円以上のもの 2件
 - うち、参加者が一者しかいないもの 0件
 - うち、契約の相手方が独立行政法人となつたもの 0件
 - うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0件
- ② 随意契約によるもの
- ・ 審査対象件数 5件
 - ・ 審議件数 2件
 - うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 1件
 - うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかいないもの 0件
 - うち、契約の相手方が独立行政法人となつたもの 0件
 - うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0件

5 審査案件の抽出方法

令和5年5月1日～令和5年11月30日の審査対象期間に契約したすべての審査対象案件（公共工事の随意契約2件、物品・役務等の競争入札10件、随意契約5件）より、宮城労働局公共調達監視委員会設置要綱第7条に基づき審議案件を抽出した。

6 審査結果

不適切等と判断した件数

_____ 0件

結果内容及び措置状況

所見なし

ただし、総括として、以下の2点があげられた。

- ・真に随意契約にすべき案件かどうか様々なリサーチをもとに判断すること。また、随意契約とした場合は、その経緯を順序だてて随意契約理由に述べること。
- ・予定価格の設定について、1者のみの見積額をそのまま設定するのではなく、価格の適正性をしっかり確認して設定することが重要である。

公共調達監視委員会
審議対象一覧及び審議結果

【別紙様式3】

【競争入札 物品役務等】

【審議対象期間 令和5年5月1日 ～ 令和5年11月30日】

部局 宮城労働局

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会 審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会 審議結果状況(所見)
1	宮城労災特別会議施設における真空温水ヒーター熱交換機類交換業務委託契約	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 新井 博之 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和5年9月27日	石井ビル管理株式会社 仙台市青葉区国分町3-6-1	6370001007035	一般競争入札	6,741,166	6,116,000	90.73%	新規案件 応札者数2者	所見なし	所見なし
2	宮城労災特別介護施設(ケアプラザ富谷)における介助用天井走行リフト更新	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 新井 博之 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和5年10月4日	株式会社赤井沢 仙台市太白区長町5-3-3	1370001001430	一般競争入札	7,973,969	6,572,500	82.42%	応札者数3者	所見なし	所見なし
3	気仙沼公共職業安定所に係る電話交換機一式更新	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 新井 博之 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和5年10月27日	日東通信株式会社 仙台市青葉区堤町3-1-15	4370001009693	一般競争入札	2,276,065	1,298,000	57.03%	応募者数3者	所見なし	所見なし
		以下余白										

公共調達監視委員会
審議対象一覧及び審議結果

【別紙様式4】

【随意契約 物品役務等】

【審議対象期間 令和5年5月1日 ～ 令和5年11月30日】

部局 宮城労働局

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役人の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	オンライン失業認定施行実施におけるタブレット端末一式の購入契約	支出負担行為担当官宮城労働局総務部長 新井 博之 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和5年7月5日	富士電機ソリューション株式会社 仙台市青葉区一番町1-9-1	9010001087242	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 契約の性質が競争を許さないため	1,954,876	1,645,150			1者随意契約	所見なし	所見なし
2	ドラム及びトナーカートリッジの購入	支出負担行為担当官宮城労働局総務部長 新井 博之 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和5年7月11日	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)宮城支社 仙台市青葉区五橋1-1-23	1011101015050	会計法第29条の3第5項 予決令第99条第3号 予定価格が160万円を超えない財産の買入	1,126,290	1,126,290			1者随意契約	所見なし	所見なし
		以下余白											

宮城労働局 令和5年度 第2回 公共調達監視委員会審議 議事録 (概要)

開催日及び場所	令和6年3月5日 仙台第4合同庁舎1階仙台労働基準監督署会議室	
委員	委員 長 門 脇 功 (門脇功税理士事務所 税理士) 委員 高 木 龍一郎 (学校法人東北学院 常任理事) 委員 千 葉 達 朗 (千葉達朗法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和5年5月1日～令和5年11月30日	
審議対象件数	公共工事 競争入札案件 0件 公共工事 随意契約案件 2件 物品・役務 競争入札案件 10件 物品・役務 随意契約案件 5件	
抽出案件件数	公共工事競争入札案件 0件、公共工事随意契約案件 2件、 物品・役務競争入札案件 3件、物品・役務随意契約案件 2件	
案件1	契約件名：石巻合同庁舎冷温水器オーバーホール及び冷却塔モーター交換工事 契約相手方：同和興業株式会社石巻営業所 契約金額：8,140,000円 契約締結日：令和5年8月17日	
案件2	契約件名：宮城労災特別介護施設（ケアプラザ富谷）天井走行リフト更新に係る天井解体工事 契約相手方：日本管財株式会社 契約金額：3,795,000円 契約締結日：令和5年10月4日	
案件3	契約件名：宮城労災特別介護施設（ケアプラザ富谷）における介助用天井走行リフト更新 契約相手方：株式会社赤井沢 契約金額：6,572,500円 契約締結日：令和5年10月4日	
案件4	契約件名：宮城労災特別介護施設における真空温水ヒーター熱交換機類交換業務委託契約 契約相手方：石井ビル管理株式会社 契約金額：6,116,000円 契約締結日：令和5年9月27日	
案件5	契約件名：気仙沼公共職業安定所に係る電話交換機一式更新 契約相手方：日東通信株式会社 契約金額：1,298,000円 契約締結日：令和5年10月27日	
案件6	契約件名：オンライン失業認定施行実施におけるタブレット端末一式の購入契約 契約相手方：富士電機ソリューション株式会社 契約金額：1,611,060円 契約締結日：令和5年7月5日	
案件7	契約件名：ドラム及びトナーカートリッジの購入 契約相手方：富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社宮城支社 契約金額：1,126,290円 契約締結日：令和5年7月11日	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり
委員会からの意見の具申、勧告	下記総評記載のとおり	

事案の概要	意見・質問	回 答
<p>【案件1】 契約件名：石巻合同庁舎冷温水器 オーバーホール及び冷却塔モーター交換工事 契約相手方：同和興業株式会社石巻営業所 契約金額：8,140,000円 契約締結日：令和5年8月17日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ、同和興業を選定したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石巻合同庁舎の機械設備の点検業者であり、施設全体を熟知している。総合的な観点から不具合の原因を特定できることから当該業者を選定することが得策であると判断したもの。
	<ul style="list-style-type: none"> ・同和興業の見積額をそのまま予定価格としているが、今はネットなど様々な手法で価格などの情報を調べることができる。この金額が適正かどうかの調査はしたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較等はしておりません。価格の適正性を判断する必要があるのは認識していたが、体調不良者が相次いだことから、スピードを優先し、業者からの見積をもって予定価格としたもの。
	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者が納得できるよう、適した方法により価格の適正調査をしっかりと行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり。
	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房だけではなく、暖房にも関係するののか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房と暖房どちらも関係する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事が完了したのはいつか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先に冷却塔モーターの交換により応急処置し、8月中に冷房が効くように対応した。そのあと主な原因となっている冷温水器をオーバーホールし、11月に完了した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでこの問題について指摘されたことはなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前から冷暖房の不具合はあり、業者からも報告を受けていた。故障の場合はそのつど簡単な修繕をしてきたものの、ここまで大きな事態になったのは初めてである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで管理していた業者の管理に問題はなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の管理、点検は問題なく行われている。ここまで深刻化したのは予算の問題で先延ばしにしていたからと認識している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の酷暑に対処するためとしているが、工事が夏に完了していないことや、施工日が可能な限り早期としていることから、緊急性が感じられない。事情は理解できるが、この理由だけでは随意契約ありきに見える。状況だけではなく、随意契約に至るまでをしっかりと述べること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり。今後の取扱いに活かす。
<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を可能としているが、緊急性が高いにもかかわらず可能とするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この項目は不要であった。 	

事案の概要	意見・質問	回 答
<p>【案件2】 契約件名：宮城労災特別介護施設 （ケアプラザ富谷）天井走行リフト更新に係る天井解体工事 契約相手方：日本管財株式会社 契約金額：3,795,000円 契約締結日：令和5年10月4日</p>	<p>・案件2について、資料2-3に「競争性のない随意契約」とあるが、なぜこのような表現になっているのか。 ・疑念を抱かせるような表現で紛らわしい。</p>	<p>・競争性がないことを強調したものの。 ・以後、注意する。</p>
<p>【案件3】 契約件名：宮城労災特別介護施設 （ケアプラザ富谷）における介助用天井走行リフト更新 契約相手方：株式会社赤井沢 契約金額：6,572,500円 契約締結日：令和5年10月4日</p> <p>※案件2、3は同時進行審議</p>	<p>・案件2について、予定価格を1者見積の金額としているが、案件1同様、適正性の確認はすべきである。</p>	<p>・ご指摘のとおり。</p>
	<p>・案件2について、資料2-5随意契約理由書に、他の業者が入ることにより責任の所在が曖昧になり修繕対応が遅れるとあるが、それほど特殊なノウハウが必要と思えない。</p>	<p>・天井裏の空調の工事もあり、一部の部屋の空調工事を別業者に委託することによって機器の不調になったときにどちらの業者による原因なのかを特定するのに時間がかかるため。契約業者が工事を行えば現在の空調の状況等も把握しており、不調があっても迅速に対応できると判断した。契約業者は当該施設を24時間管理している業者でもあり、他の業者が参加する余地はないと判断した。</p>
	<p>・案件2と3はなぜ1回で調達しなかったのか。</p>	<p>・案件2は天井の解体・原状回復、空調工事であり、案件3は物品の購入であるため、ひとつにすると案件3で参加できる業者がないことに加え、案件2が1者随契であることから、ひとつにはできない。物品も安価で購入できる。</p>
	<p>・案件2については、前回がこの業者だったから今回も同じ業者となるように進めているように見える。ノウハウを持つ業者はほかにもあるため、入札を行うべき。</p>	<p>・前回と同じ業者により全体的・総合的に継続して施設維持が図られることから当該業者しかないと判断したが、ご指摘のとおりであり、今回は考えがそこに至らなかった。同業の業者はほかにもあることも事実であるため、今後は競争性をしっかり見極める。</p>

事案の概要	意見・質問	回 答
<p>【案件4】 契約件名：宮城労災特別介護施設における真空温水ヒーター熱交換機類交換業務委託契約 契約相手方：石井ビル管理株式会社 契約金額：6,116,000円 契約締結日：令和5年9月27日</p>	<p>・ほかのケアプラザ関連調達と違い、契約名に「(ケアプラザ富谷)」という表示がないが、あえて違いを見せているのか。</p> <p>・案件2の契約会社にも見積もりを依頼しているが、関連した調達なのか。</p> <p>・案件2の業者が参考見積を出しているが、入札に参加していないのはなぜか。</p> <p>・ヒーターが2台あり、1台が停止しているとのこと、その1台が停止したのはいつか。</p> <p>・施設運営側の危機管理に問題があるのではないかと。早めの情報共有は早めの予算化につながるため、密に連携すること。</p> <p>・緊急性が高いという割に工期が長い。</p>	<p>・同じ施設の案件である。担当した職員が複数であり、標記の仕方を統一していないため。</p> <p>・単独案件であり、関連はない。機械室の中のヒーター単体の修繕案件である。</p> <p>・入札期日を超過したもの。</p> <p>・停止時期は聞いていない。予算措置もされていなかった。今年度になって施設から熱望された。おそらく以前から停止していたと思われる。</p> <p>・今年度から連携性を高めた。今後も連携し取り組む。</p> <p>・発注後、部品が納品されるまでの期間が長い。</p>
<p>【案件5】 契約件名：気仙沼公共職業安定所に係る電話交換機一式更新 契約相手方：日東通信株式会社 契約金額：1,298,000円 契約締結日：令和5年10月27日</p>	<p>・落札率が低いと、妥当な予定価格だったのか。</p> <p>・低入札価格調査の基準である60%を下回っている。この案件の場合は会計等による調査は必要ないとはいえ、なぜこの価格になったのかなど、事後でも構わないので聴き取り等を行うべき。</p> <p>・管下の所属から同様の要望はないのか。</p>	<p>・落札率は低いと認識している。参考見積を徴取する際は実例価格の提示を依頼するが、それでも参考見積の金額を高く設定しており、落札額と予定価格の差が出た。</p> <p>・ご指摘のとおり。そのように対応する。</p> <p>・管下全施設を訪問し施設整備ヒアリングを実施した。施設設備に少々の不具合はあるものの、電話設備に関しては今年度はなかった。当該案件は、ハローワークから利用者に電話しても電話番号が通知されずクレームになっていたことと、故障が多く、さらに部品がないという特殊な状況だった。</p>

事案の概要	意見・質問	回 答
<p>【案件6】 契約件名：オンライン失業認定施行実施におけるタブレット端末一式の購入契約 契約相手方：富士電機ソリューション株式会社 契約金額：1,611,060円 契約締結日：令和5年7月5日</p>	<p>・業者が見つからない特殊な仕様なのか。</p>	<p>・今回の案件はタブレットの購入と外部との通信契約であるが、通常であればタブレットを購入する案件とIPアドレスの取得等通信契約を別にして調達する。失業認定をオンラインで試行的に実施するため外部からのアクセスが必須となる。ルーターなどの機器を再起動したときなど何らかのタイミングでIPアドレスが書き換わることがあり、そうすると受給者はサーバーにアクセスできなくなることから、IPアドレスを固定する必要があった。これは外部から安全にアクセスできるため本省からの指定仕様であり、複数の業者をあたかも大手キャリアとの接続が可能な業者が見つからず、可能な業者を苦労して見つけたもの。</p>
<p>【案件7】 契約件名：ドラム及びトナーカートリッジの購入 契約相手方：富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社宮城支社 契約金額：1,126,290円 契約締結日：令和5年7月11日</p>	<p>・県内にはこの会社しか扱っていないのか。</p> <p>・競争性がない消耗品を使用する機種ではなく、汎用複合機のほうが維持費もかからず経済的だが、なぜこのプリンタにしたのか。</p>	<p>・これまでは事務機器業者から調達していた。これは同型のトナー類の在庫を抱えていた業者を見つけたことができたからであり、現在、契約業者は自社以外に消耗品を下ろしていない。事務機器業者の在庫がなくなり、安価で調達することができなくなり、取扱業者がほかにないため1者随契となった。令和6年度の調達については、本当に取扱業者がないのかを調査する意味も含めて入札に付し全国に公告したが全く応札、問い合わせがなく不調に終わった。ほかに業者はないと思われる。</p> <p>・当該複合機は本省一括契約により各労働局に支給されたものであった。 ・この複合機の消耗品は単価が高く値引きもないため、少しまとめ買いしただけで100万円を超える。</p>
<p>総 評</p>	<p>「所見なし」 ただし、総括として、以下について認められるため、改善されたい。</p> <p>・真に随意契約にすべき案件かどうかについて、様々なリサーチをもとに判断すること。</p> <p>・予定価格の設定について、1者のみの見積価格をそのまま設定するのではなく、価格の適正性をしっかり確認して設定することが重要である。</p>	